

**金沢市ごみ処理基本計画  
(第6期)  
概要案**

**金 沢 市**

# 計画策定の趣旨

## 1. 計画策定の目的

ごみ処理基本計画は、金沢市（以下、「本市」という。）が長期的・総合的視野に立って、計画的に一般廃棄物（ごみ）処理を推進していくために策定するものである。

本市では、平成6年3月に「循環型社会構造への転換」を基本理念として『金沢市ごみ処理基本計画』を策定し、その進捗状況に応じて平成11年度、16年度、21年度、26年度の4回見直しを行ってきた。この間、ごみの減量や資源のリサイクルを進めるため、リサイクルプラザを整備するとともに、容器包装プラスチックなどの分別収集や粗大ごみの有料戸別収集などを実施し、平成30年2月からは家庭ごみの指定ごみ袋収集制度を開始した。

一方、国においては、『環境基本法』や『循環型社会形成推進基本法』の制定をはじめ、『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』（以下、「廃棄物処理法」という。）や資源の有効利用促進に関する各種法令の整備を行い、3Rの推進による循環型社会の構築を目指してきた。また、令和元年5月には、『プラスチック資源循環戦略』が策定され、プラスチックによる資源・環境両面の課題を解決するとともに、新たな成長の源泉とする動きが強まってきている。

こうした国の動向、本市におけるごみ処理の現状や新たな課題などを踏まえ、平成27年3月に策定した『金沢市ごみ処理基本計画（第5期）』（以下、「第5期計画」という。）の見直しを行い、さらなるごみの減量化・資源化を促進し、本市にふさわしい循環型社会の形成を図るため『金沢市ごみ処理基本計画（第6期）』（以下、「本計画」という。）を策定する。

## 2. 計画の位置づけ

図-1 に本計画の位置付けを示す。

本計画は、廃棄物処理法第6条第1項の規定に基づき、本市における一般廃棄物の適正な処理を行うために策定するものである。また本計画は、平成30年3月に策定した『金沢市環境基本計画（第3次）』の分野計画として、ごみの減量化による温室効果ガスの削減やごみの資源化による循環型社会の形成により、基本目標「環境への負荷の小さいまちをつくる」の実現を目指すものである。あわせて、平成26年2月に策定した『世界の交流拠点都市金沢重点戦略計画』で掲げる循環型社会の形成を具現化する。

## 3. 計画の範囲

本計画の対象区域は、金沢市全域とする。

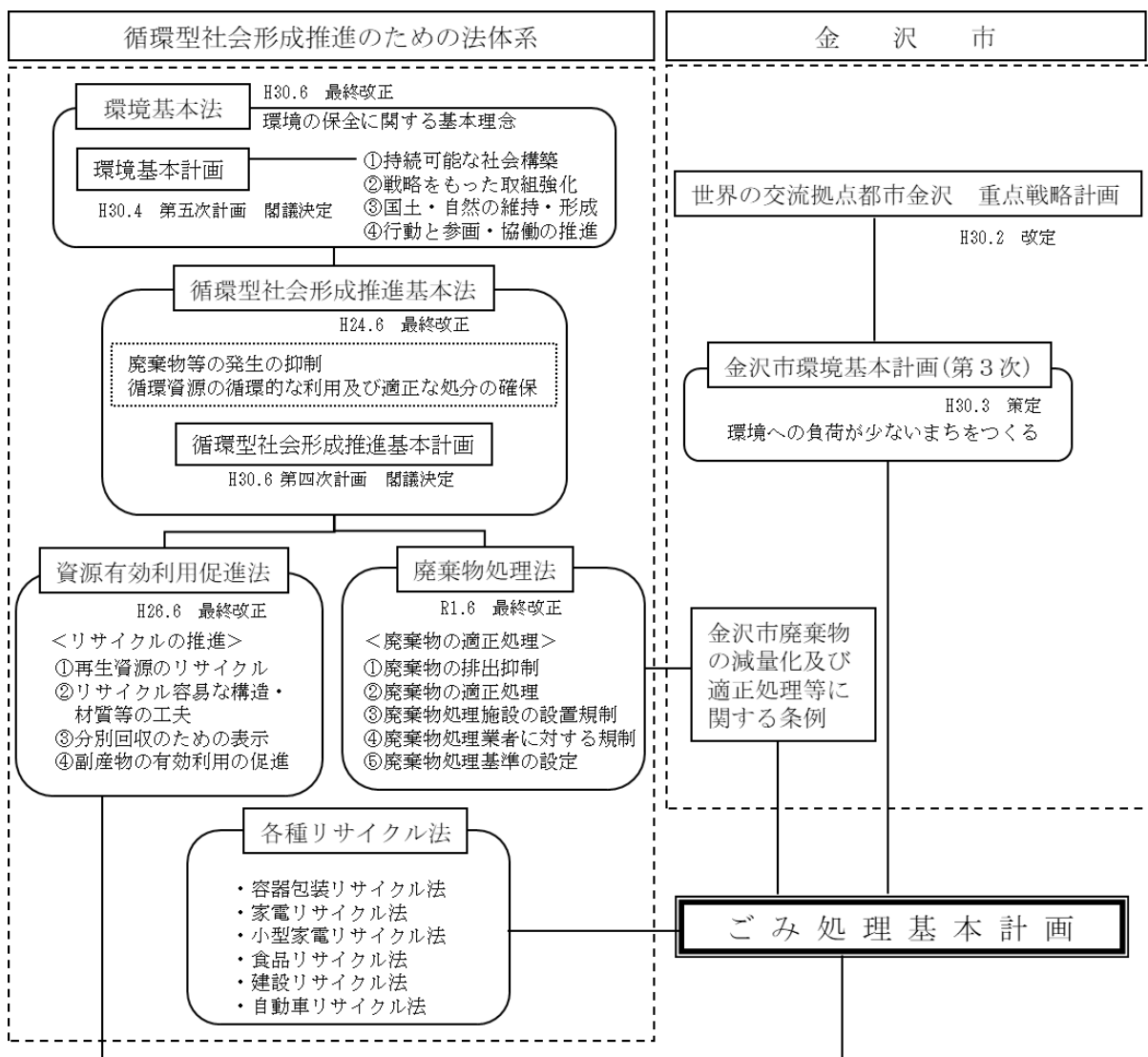
本計画の範囲は、対象区域で発生する一般廃棄物の減量をはじめ、分別、収集運搬、中間処理、資源化、最終処分、施設整備までを含むものとする。計画の対象となる廃棄物は、排出段階では対象区域から排出される一般廃棄物のほか集団回収や不法投棄されたごみなども対象とし、処理段階では本市が自ら処理・処分する一般廃棄物のみならず、民間業者が処理・処分する一般廃棄物等を含めるものとする。

## 4. 計画の期間

本計画の期間を令和2年度から令和16年度までの15年とし、計画期間を5年ごとに区切り前期・中期・後期とする。

- ・ 前期（令和2年度～6年度）
- ・ 中期（令和7年度～11年度）
- ・ 後期（令和12年度～16年度）

なお、概ね5年ごとに見直しを図ることとするが、計画策定の前提となっている国や本市の基本方針をはじめ、社会情勢などの諸条件に大きな変動があった場合は、適宜、本計画を見直すものとする。



図－1 本計画の位置付け

## ごみ排出量とごみ組成調査等の状況

### 1. 第5期計画における目標値

第5期計画で掲げた目標は以下のとおりである。

- ① 平成36年度までに、ごみ総排出量を151,000t（910g/人・日）に抑制し、以降その水準を維持する。
- ② 平成36年度までに、燃やすごみ量を106,000t（638g/人・日）に抑制し、以降その水準を維持する。
- ③ 平成36年度までに、資源化率を26%に引き上げ、以降その水準を維持する。

### 2. 第5期計画における実績値

第5期計画の基準年である平成25年度と平成30年度の実績値の比較を表-1に示す。

ごみ排出量については、家庭系ごみは燃やすごみと埋立ごみともに大きく減少しているが、事業系ごみはあまり変化がないことが分かる。また、資源回収量についても、家庭系で回収量が増加しているが、事業系では減少している。

これは、家庭系ごみでは平成30年2月から実施した指定ごみ袋による収集制度や市民の協力により、ごみの分別が徹底され減量化や資源化が推進されたためと考えられる。

表-1 第5期計画基準年（平成25年度）と平成30年度実績との比較

区分	平成25年度 実績値 ①	平成30年度 実績値 ②	平成25年度と 平成30年度の比較 (②-①) / ① × 100
ごみ総排出量 (t) (人口1人1日当たりの排出量)	175,676 (1,038)	157,562 (928)	▲10.3%
家庭系ごみ排出量	106,256	88,741	▲16.5%
燃やすごみ	86,180	69,251	▲19.6%
埋立ごみ	4,722	2,997	▲36.5%
資源回収	15,354	16,493	7.4%
事業系ごみ排出量	69,420	68,821	▲0.9%
燃やすごみ	51,324	51,290	▲0.1%
埋立ごみ	12,781	13,158	2.9%
資源回収	5,315	4,373	▲17.7%
資源化率 (%)	11.7	13.4	—

### 3. ごみ総排出量、燃やすごみ量及び資源化率の推移

平成25年度から平成30年度のごみ総排出量の推移を図-2に、燃やすごみ量の推移を図-3に、資源化率の推移を図-4に示す。

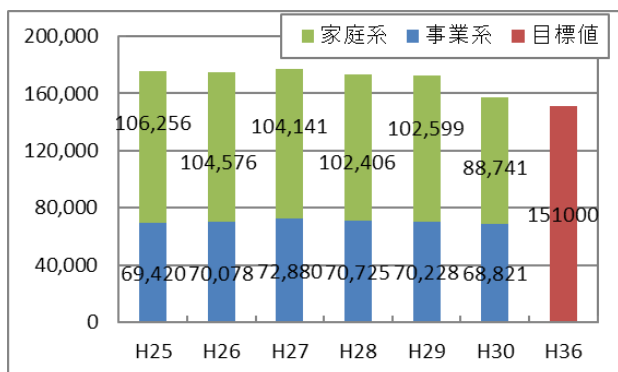


図-2 ごみ総排出量の推移

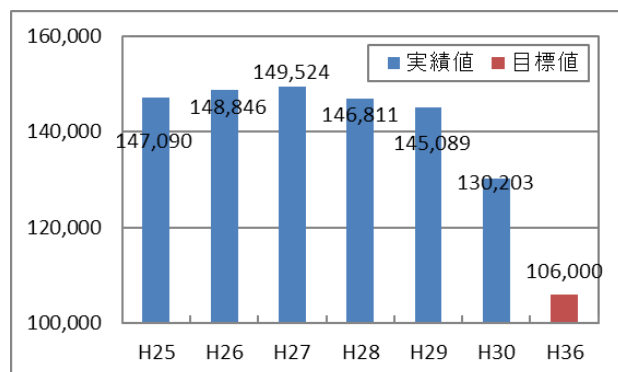


図-3 燃やすごみ量の推移

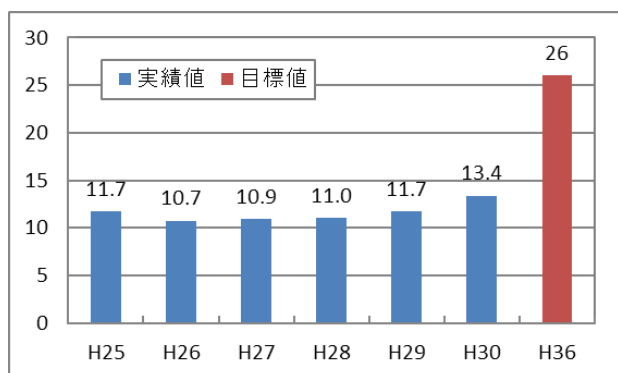


図-4 資源化率の推移

### 4. ごみ組成調査（平成30年度実施）

平成30年度に実施したごみ組成調査の結果を図-5、図-6に示す。

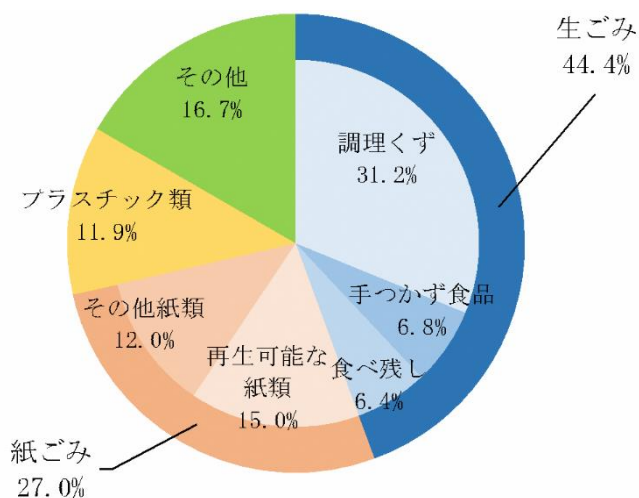


図-5 家庭系燃やすごみ

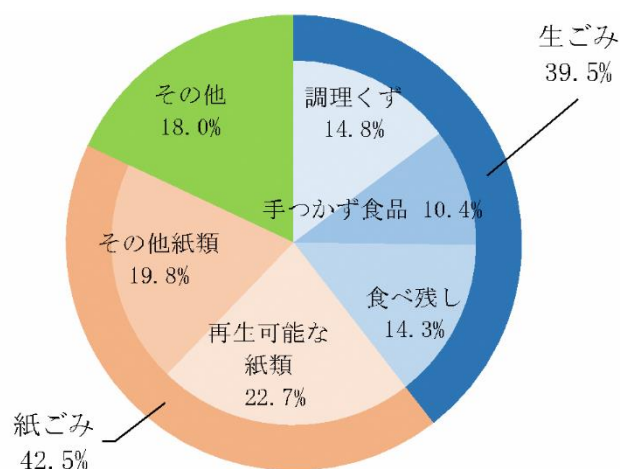
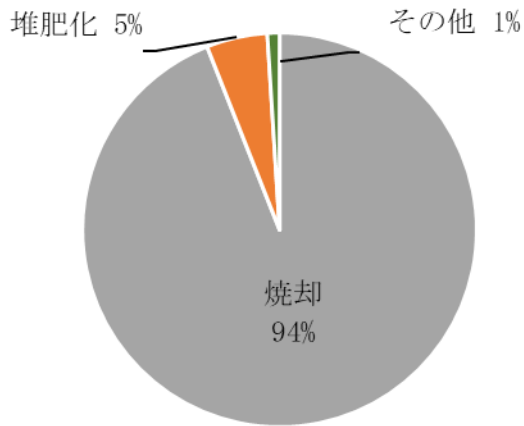


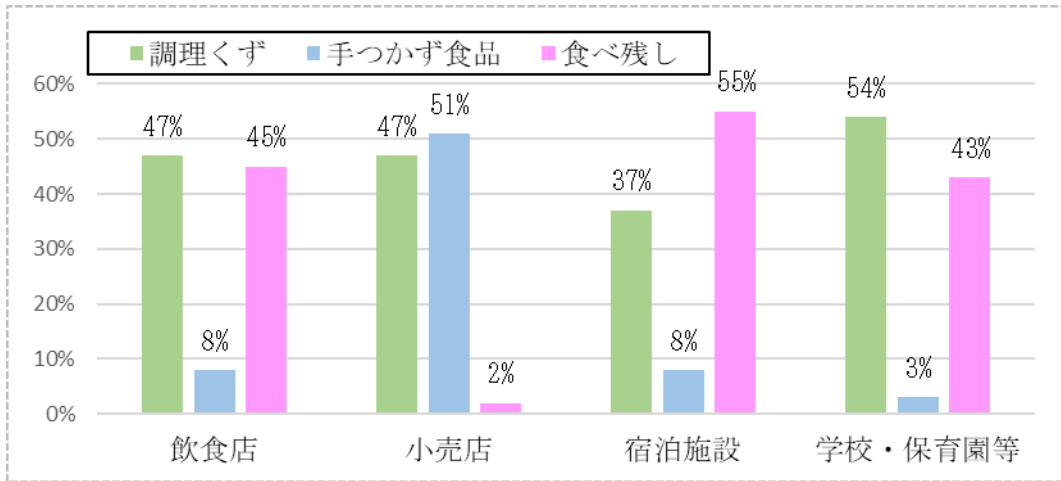
図-6 事業系燃やすごみ

## 5. 事業系生ごみ排出実態調査（令和元年度実施）

令和元年度に実施した事業系生ごみ排出実態調査の結果を図－7、図－8に示す。



図－7 生ごみの処理方法



図－8 発生する生ごみの割合（業種別）

# 課題整理

## 1. ごみの排出抑制

図－２に示すように、本市のごみ排出量は近年ほぼ横ばい傾向であったが、平成30年2月に家庭ごみの指定ごみ袋収集制度を導入したことにより、家庭系ごみの排出量は大きく減少した。この減量効果を維持するため、フォローアップを考慮した施策を実施していく必要がある。

一方、事業系ごみは北陸新幹線開業の影響等により平成27年度まで増加傾向であったが、その後は緩やかな減少傾向にあるもののほぼ横ばいであることから、事業系ごみの減量化・資源化への取り組みを強化する必要がある。

## 2. 資源化の促進

平成30年度の本市の資源回収量は表－１に示すように、平成25年度と比較して家庭系は増加しているが、事業系は減少している。

また、平成30年度に実施したごみ組成調査の結果では、図－５、図－６に示すように、家庭系、事業系ともに燃やすごみ中の４割を生ごみが占めていること、紙類の半分以上が再生可能な紙であることから、生ごみ減量化や古紙資源化のさらなる推進が必要である。

さらに、令和元年度に実施した事業系生ごみ排出実態調査では、事業系生ごみのほとんどが焼却されていること、業種ごとに生ごみの構成に違いが見られることから、業種に合わせた生ごみの減量化・資源化を推進する必要がある。

令和元年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行されたことに伴い、食品ロスの削減に向けた取り組みをさらに推進していく必要がある。

## 3. ごみ処理体制の整備

本市の最終処分場は、次期廃棄物埋立場が令和2年度に供用開始する予定であるが、引き続きごみの減量化等による施設の長寿命化を行う必要がある。ごみ焼却処理は、東西の2つの環境エネルギーセンターで行っている。今後は、平成3年4月の稼働から29年が経過する東部環境エネルギーセンターの延命化と、将来の適正な処理体制を考慮した施設整備方針を策定する必要がある。また、人口減少社会の到来の影響として、将来ごみ排出量は減少していくと予測されるため、将来のごみ処理量を想定した適正なごみ処理体制を構築するとともに、施設の集約化等についても研究していく必要がある。

また、地球環境の変化に伴い、近年各地で激甚災害が頻発していることから、災害廃棄物処理計画の見直しや災害対応の訓練等を実施していく必要がある。

## 4. 不法投棄の未然防止

本市では、不法投棄の防止のため、山間部・海岸部を中心とした定期的な監視パトロール、監視カメラや不法投棄防止看板の設置等の対策を行っている。また、不法投棄防止ネットワークを構築し、関係機関の協力を得ながら不法投棄発見時の通報体制を強化しているが、今後も警察をはじめ関係機関と連携し、不法投棄の未然防止と早期発見、早期対応に努める必要がある。

# 第 6 期 ごみ 処 理 基 本 計 画 (骨 子)

## 1. 計画の基本理念

### 基本理念：ごみの減量と資源循環による持続可能な社会の実現

市民、事業者、市の役割分担に基づく廃棄物の減量と、再使用、再生利用、エネルギー回収等による資源の循環を進め、適正かつ環境負荷の少ないごみ処理体制を構築することにより、持続可能な社会の実現を図る。

## 2. 計画の基本方針と目標

基本理念の実現を目指し、次の基本方針を定めて各種施策を効果的に実施する。

### 基本方針 1：市民・事業者との協働による環境負荷の低減

市民・事業者が積極的にごみの減量化に取り組み、環境負荷の低減やごみ処理費用の削減を図るための施策を計画的に推進する。

**目標**： 計画前期末（令和 6 年度）までに、  
ごみ総排出量を 144,000t（850g/人・日）に抑制し、以降その水準を維持する。  
燃やすごみ量を 106,000t に抑制し、以降その水準を維持する。

### 基本方針 2：事業系ごみの減量化・資源化の推進

生ごみ減量化、古紙資源化、事業者への情報提供と指導の強化により、事業系ごみの減量化及び資源化を推進する。

**目標**： 計画前期末（令和 6 年度）までに、  
事業系ごみ排出量を 58,000t に抑制し、以降その水準を維持する。

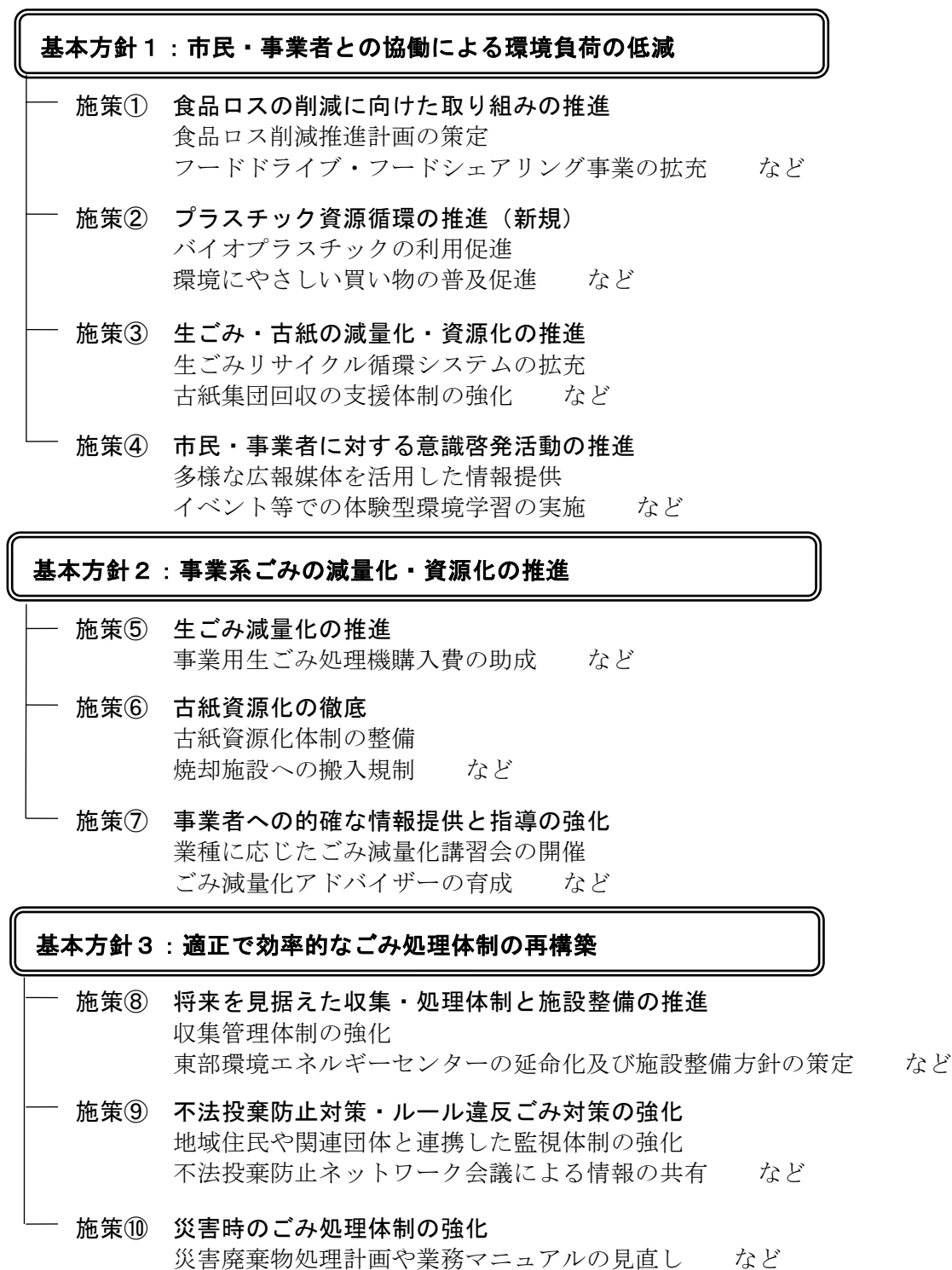
### 基本方針 3：適正で効率的なごみ処理体制の再構築

ごみの発生量や性状に合わせた適正で効率的な収集・運搬・処理体制の再構築を図り、将来を見据えたごみ処理体制を整備する。



### 3. 基本方針と主な施策

計画の基本方針に基づく主な施策の構成を図－7に示す。



図－7 基本方針に基づく施策の体系

## 4. 国等における各種目標値との比較

ごみの排出量について国における各種目標値との比較を表－2に示す。

本計画の減量化施策によりごみの総排出量を 144,000 t に抑制した場合、人口 1 人 1 日当たりのごみ排出量は、計画前期末の令和 6 年度には、国の第四次循環型社会形成推進計画の目標値を達成できる見込みである。

なお、本計画における目標年度は令和 6 年度としたが、国が目標としている年度は、ごみの排出量については令和 7 年度であり、本計画による今後の施策展開については、可能なものから早期実施を検討する必要がある。

表－2 国等における各種目標値と本計画予測値との比較

項目	目標年度	目標値	本計画での 予測値 (令和 6 年度)
第四次循環型社会形成推進基本計画			
人口 1 人 1 日当たりごみ排出量 (g/人・日)	令和 7 年度	850	849
人口 1 人 1 日当たり家庭系ごみ排出量 (g/人・日) (資源回収・集団回収を除く)	令和 7 年度	440	387
事業系ごみ総排出量 (t)	令和 7 年度	1,100 万 <sup>注1)</sup> (H29 年度比 ▲15.4%)	57,952 (H29 年度比 ▲17.5%)

注 1) 「第四次循環型社会形成推進基本計画」に掲げた目標値 (ただし、事業系ごみ総排出量は国全体での目標)

## 5. 計画の進行管理

本計画を着実に進めていくためには、ごみ排出量と処理量やごみ処理事業に関する温室効果ガス排出量、ごみ処理に要する経費などの数値の把握に努めるとともに、施策の取組状況を点検・評価する仕組みが必要である。そのため、本計画では、施策の実施状況を十分に検証し、必要な改善策や新たな施策の展開につなげていくようマネジメントシステムを確立する。

